

## 鳥取県教育委員会告示第7号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第31条第2項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定史跡及び鳥取県指定名勝の指定が解除されたので、同条第3項の規定において準用する同条例第5条第4項の規定により告示する。

平成21年4月17日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

### 史跡の部

名 称	所 在 地	解除年月日
若桜鬼ヶ城跡	八頭郡若桜町大字若桜字古城谷1519-1、1520-1、1521、1522、1523、1523-1、1524、1525、1526、1527、1527-1、1528、1529-1、1529-2、1529-3、1530、1531及び1531-1並びに同町大字三倉字八兵衛谷1622-38、1623-1、1623-2及び1623-3並びに同大字字奥城ノ谷1621-1	平成20年3月28日

### 名勝の部

名 称	所 在 地	解除年月日
深田氏庭園	米子市車尾471	平成12年12月20日